

麻生区町内会事業提案制度 募集案内

麻生区では、地域住民のつながりや地域の課題解決力の強化を目的とし、地域の担い手である町内会・自治会が行う事業を募集しています。

◆募集期間

1次募集期間中の提出提案分は、4月1日から事業が開始できます。

1次募集・・・令和2年 1月14日（火）～2月28日（金）

（事業開始：4月1日以降）

2次募集・・・ 3月 2日（月）～5月29日（金）

（事業開始：7月1日以降）

※2次募集は、1次募集で予算に余裕がある場合に限り行います。

※2次募集締切後、予算に余裕がある場合に限り12月11日（金）まで随時申請の受付を行います。詳しくは問合せ先にご相談ください。

《問合せ先》

麻生区役所地域振興課

電話：965-5113

メール：73tisin@city.kawasaki.jp

1 この事業の目的

現在、社会環境の急激な変化に伴い、個人の価値観の多様化・複雑化が進み、地域における人と人とのつながりが薄れつつあり、従来地域が有していた地域力の低下が懸念されています。

麻生区では、地域住民のつながりや地域の課題解決力の強化を目的として、地域の担い手である町内会・自治会の提案に基づく「麻生区町内会事業提案制度」を実施します。

この事業は、町内会・自治会から提案事業を募集し、認定された事業について川崎市（麻生区役所）と提案した町内会・自治会が委託契約を締結し、提案した町内会・自治会が実施するものです。

※「委託」とは、川崎市（麻生区役所）が行うべき事業を、提案した町内会・自治会が区に代わり実施するものです。委託の場合、事業の責任は川崎市（麻生区役所）に帰属し、町内会・自治会は、契約に基づき事業を確実に履行する責任を負います。また、事業の成果物は、川崎市（麻生区役所）に帰属します。

※公益的な活動を行っている団体に資金を提供する補助・助成事業とは異なります。

2 事業の対象団体

事業の対象団体は、麻生区内にある町内会・自治会です。

※町内会・自治会の下部組織として構成されている町内会・自治会（会則又はこれに相当する書類を備えていることが条件）から申請があった場合、上部組織の町内会・自治会から申請のあったものとみなします。

※複数の町内会が連名で申請をすることも可能ですが、その場合は1つの事業とみなします。

※提案できる事業は、年度ごとに1町内会・自治会につき1件のみとし、通算で3回までとします。

3 対象となる事業

町内会・自治会が抱える地域の課題の解決につながる事業（安全・安心に関すること、地域福祉に関すること、魅力発信に関する事など）が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助助成を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
- (2) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としたもの
- (4) 事業実施を伴わない調査・研究、勉強会の実施のみのもの
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (6) 物品・備品の購入や設置を目的としたもの
- (7) 会員の懇親のみを目的としたもの
- (8) 周年記念のみを目的としたもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) その他、川崎市が締結する委託契約になじまないもの

※次年度以降も同様の事業の継続を希望する場合は、年度ごとに事業の提案を行い、承認を受ける必要があります。

4 手続きの流れ

- (1) **事前相談**・・・提案前に必ず、ご相談ください。事業内容と経費について確認を行います。事業内容等によっては、事前調整に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご相談ください。
↓
- (2) **提 案**・・・募集期間内に、麻生区役所地域振興課あてに提案してください。
↓
- (3) **審 査 会**・・・審査会にて、事業内容の審査を行い、事業実施の可否を決定します。
↓
- (4) **結果通知**・・・麻生区長が審査結果を通知します。
↓
- (5) **契約の締結**・・・委託契約を締結します。
↓
- (6) **事業実施**・・・事業計画書に基づき、事業を実施します。
↓
- (7) **実施報告**・・・事業完了後、速やかに実施報告書を提出します。

※令和2年度（2020年度）の事業のため、実施には令和2年（2020年）第1回市議会定例会において、本事業に係る予算が承認されることを要しますので、あらかじめご了承ください。

5 提案方法

(1) 提出書類

- ①麻生区町内会事業提案制度提案書（第1号様式）
- ②事業見積書（第2号様式）
- ③その他、提案する活動が分かる書類等

※①と②の書類をデータで希望される場合、麻生区役所地域振興課のメールアドレス（表紙参照）まで、ご連絡ください。または、麻生区町会連合会ホームページ（<http://www.asao-chouren.com/>）からダウンロードしてください。

(2) 提案の流れ

事業開始日により、募集締切日が異なります。

いずれかの募集期間内に、(1)の書類を提出してください。

1次募集

募集開始	1月14日	事業内容と経費について確認しますので、 <u>提案前に必ず、ご相談ください。</u>
募集締切	2月28日	
審査	3月上旬	事業実施の可否を審査後、結果を通知します。
事業開始	4月1日～	委託契約締結後、事業開始日から事業終了日までに生じた経費を負担します。

2次募集

2次募集は、1次募集で予算に余裕がある場合に限り行います。

募集開始	3月2日	事業内容と経費について確認しますので、 <u>提案前に必ず、ご相談ください。</u>
募集締切	5月29日	
審査	6月上旬	事業実施の可否を審査後、結果を通知します。
事業開始	7月1日～	委託契約締結後、事業開始日から事業終了日までに生じた経費を負担します。

※申込み状況により、2次募集締切から12月11日まで、随時提案を受付けます。
詳しくは問合せ先にご相談ください。

(3) 提出方法

直接、窓口までご持参ください（郵送不可）。

受付時間：平日8時30分～17時（12時～13時を除く）

(4) 提出先

麻生区役所地域振興課（区役所3階35番窓口）

6 契約の締結

事業認定を受けた町内会・自治会は、事業内容や委託金額等の内容を定めた委託契約を川崎市（麻生区役所）と締結します。

契約締結に必要な書類は、審査結果の通知と併せて送付します。

7 委託料

契約締結日以降に生じる、事業の実施に必要な経費を負担します（別紙参照）。

なお、予算の範囲内で、1事業あたり20万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とし、委託料を決定します。

委託料のお支払いは、原則として事業終了後になりますが、事業の実施に必要となる資金を確保しておらず、事業開始当初に資金がないと事業の実施に著しい支障を来す場合などについては、ご希望により事業実施前に概算額をお支払いすることができます。ただし、この場合、事業終了後に経費の精算が必要となります。

8 事業の実施期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月12日まで

9 事業の報告

事業完了後、速やかに次の書類を提出していただきます。

- (1)麻生区町内会事業提案制度実施報告書(第6号様式)
- (2)事業収支決算書（第7号様式）
- (3)領収書（原本）
- (4)その他、認定事業の成果が確認できる書類等

事業経費の詳細について

項目	基準
報償費	講師、専門家又は出演者等への報償・謝礼
旅費	移動等に係る交通費
消耗品費	事務用品、材料等の購入費等、提案事業のみに使用し、かつ使い切る消耗品に要する経費 <u>※消費税抜き単価が2万円以下の物品</u>
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の作成費や印刷費
通信運搬費	会議開催通知や資料送付に必要な切手代等の通信費、資材等を配送する場合に必要な運搬費
保険料	事業の実施に伴い加入する傷害保険等の保険料
賃借料	会議室、機材等の使用料、レンタル料
その他経費	上記の項目以外で、区長が必要と認める経費

※上記経費について、公費として支出する観点から、区長が対象外経費とする場合があります。